

資料3 条例の構成

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の構成

| 条項 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 第1条(趣旨) | 番号法に基づく必要事項の定め |
| 第2条(定義) | ○個人情報 個人情報保護法等の規定に基づく個人情報 ○個人情報ファイル 個人情報の集合体 ○個人番号 番号法に定める個人番号 ○特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報 ○特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイル |
| 第3条(市の責務) | 特定個人情報の取扱い、個人番号を利用する施策の実施 |
| 第4条(個人番号の利用に係る事務)第1項 別表第1 | 別表第2、別表第3に規定する特定個人情報を扱う事務 |
| 第4条第2項 別表第2 | 市長部局内で利用する特定個人情報(第4条第3項を除く) |
| 第4条第3項 | 番号法別表第2に定める特定個人情報を市長部局内、教育委員会内で利用することを可能とする |
| 第4条第4項 | 添付書類省略を可能とする |
| 第5条(特定個人情報の提供)第1項 別表第3 | 市長部局から教育委員会に特定個人情報を提供することを可能とする |
| 第6条(規則への委任) | 利用事務、特定個人情報の詳細を規則において定める |